

令和5年8月9日

担当課 市民生活部地域振興課

電話 0857-30-8172 (内線 7311)

(資料1)

地域振興会議の今後のあり方について

令和4年10月から令和5年2月末にかけて、各地域振興会議において、地域振興会議の成果や課題について振り返りを行い、委員の意見を集約しました。これをうけて、令和5年5月25日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和7年3月末）のあり方について素案をまとめました。

1. 会議体の設置の意義・目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するため、新たな会議体を設置する方向で検討する。

2. 設置区域と位置づけ

各総合支所単位で、設置要綱に基づき設置する。

3. 所掌事務

- ・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。
- ・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。
- ・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。

4. 今後のスケジュール

R5年8月～ R6年1月末	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会議会長会及び各地域振興会議において、素案を提示し協議 ・素案の各事項について、各地域振興会議から意見集約 ・方針案（委員構成、会議の進め方等、詳細事項も含むもの）の作成
R6年2月～3月	地域振興会議会長会で方針案の説明
R6年4月～8月	各地域振興会議において、方針案の説明
R6年9月	方針案の確定

青谷地域振興会議方針（案）

<各項目へ落とし込み>

項目	主な意見	【参考】地域振興会議	青谷地域振興会議方針（案）	備考	
位置付け		地方自治法第138条の4第3項に規定する執行権を有さない附属機関（条例設置）	設置要綱による位置づけとする。	あり方素案による	
設置区域	合併前の旧町村区域ごと	合併前の旧町村区域ごと	合併前の旧町村区域ごと	〃	
設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> 行政で把握していない地域の課題を掘り起こし、新しいまちづくりを検討する 総合支所と共に地域について考える場 地域課題解決に向けて、行政と連携を図る 	本市の一体的な発展に資する新市域の振興を目的に設置する	地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するための会議体を設置する。	〃	
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり構想の進捗管理 地域課題の解決に向けた意見交換、意見集約 ※市長からの諮問はなかった。 ※市政全体に関わる議題はパブリックコメントなど、本庁各課からの報告事項は自治会長会などで対応可能なため、外すべき。	(1)本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。 (2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 (3)前2号に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。 必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。 課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。 	〃	
組織	委員人数	12名以下	12名	1/20意見集約による	
	委員構成	地域の実情に合わせた柔軟な構成 <ul style="list-style-type: none"> 専門分野に特化 各地区から平等に参加できるようにしてほしい。 現行の構成はバランスが良い。 	(1)自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者 (2)学識経験を有する者 (3)公募により選任された者 ※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）	(1)自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者 (2)学識経験を有する者 (3)地域振興に関わる様々な取組を行っている者 (4)公募により選任された者 ※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）	〃
	委員の委嘱		各総合支所長が市長へ内申	市長が委嘱する（各総合支所長が市長へ内申）	条例による
	委員報酬 その他	・任期に制限を付けるべき	日額7,000円 任期：2年（再任を妨げない。）	日額7,000円 任期：2年（再任を妨げない。）	内規による 条例による
会議	会議の召集	<ul style="list-style-type: none"> オブザーバー参加を可能としてほしい。 	◆次の場合に会長が召集 ①市長又は会長が必要と認めるとき ②委員の4分の1以上から請求があるとき ※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。 ※会議は公開とする。 ※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。	◆次の場合に会長が召集 ①市長又は会長が必要と認めるとき ②委員の4分の1以上から請求があるとき ※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。 ※会議は公開とする。 ※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。	条例及び1/20意見集約による
	会議回数	6回程度 ・内容によっては増やす必要もある	8回（R3～4のみ6回）	視察を含めて6回程度 ・内容によって調整する	内規及び1/20意見集約による
	会長会		◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。 ◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。 ※年2回開催	◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。 ◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。 ※年2回開催	内規による
	その他	・会議の開催は夜や休日でも良い ・先進地視察は必要	視察：隔年実施（4地域ずつ）	視察：隔年実施（4地域ずつ）	1/20意見集約による
意見等の尊重・議会への報告	・市（もしくは市長）に意見を述べる仕組みは残してほしい。	◆市長は答申・意見を尊重し、本市の一体的発展・該当地域の振興に努める。 ◆意見が提出され、市長が必要と認めるときは市議会に報告する。	所掌事務のとおり、課題解決に資する市に対する政策提案を行うこととする。	〃	
設置期間		平成27年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和13年3月31日（7年）	第11次総合計画の期間	
庶務	各総合支所	各総合支所	各総合支所	各総合支所	
その他	・会議で話し合った内容を住民に広める広報が必要				